

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務実績評価に係る基本方針

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づく地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）は、以下の基本方針に基づき実施する。

1 評価方針

(1) 法第28条第1項の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価する。

(2) 法第30条第1項の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

(3) 評価は次の観点から行うこととする。

- ①中期計画の内容が実施され、中期目標が達成されること
- ②法人の業務運営が適正かつ効率的に行われていること
- ③法人の組織及び運営の状況が住民に明らかにされていること

2 評価方法

(1) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている項目別（小項目及び大項目）及び全体について、中期計画の実施状況を評価する。

なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

①項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、当該事業年度における中期計画の実施状況を確認及び分析し、項目別（小項目及び大項目）に評価する。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるとときは、法第28条第3項に基づく勧告を行うこととする。

(2) 中期目標期間評価

中期計画に記載されている大項目及び全体について、中期目標の達成状況を評価する。

なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

①大項目評価

法人が、大項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会は、当該中期目標期間中に行った年度評価も踏まえ、中期目標の達成状況を確認及び分析し、大項目ごとに評価する。

②全体評価

評価委員会は、大項目評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的に評価する。

改善すべき事項がある場合は、その旨を指摘する。また、必要があると認めるとときは、法第30条第3項に基づく勧告を行うこととする。

3 評価の進め方

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に当該期間における業務の実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。その際、法人が行った自己評価を併せて記載する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書に基づいて確認及び分析を実施し、総合的な評価を行う。

なお、評価委員会は評価に当たり、法人から意見又は説明を聞くことができるものとする。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、評価結果案について法人から意見の申し立てがあった場合は、その機会を法人に付与することとする。

4 評価結果の活用

(1) 評価委員会は、評価結果及び必要に応じて行った勧告に基づいて法人が取り組むべき業務の改善について、法人にその業務の改善結果の報告を求めることができるものとする。

(2) 評価委員会は、法第31条の規定に基づく市長の法人の業務継続の必要性及び組織の在り方その他その組織及び業務全般に係る検討や、法第25条及び法第26条の規定に基づく市長の次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して意見を述べるときは、それまでに評価委員会が行った評価結果を踏まえて意見を述べるものとする。